

橋本市告示第 67 号

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱(平成19年橋本市告示第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付額)</p> <p>第5条 補助金の交付額は、国交付要綱及び国実施要綱に基づき国から交付される交付金の額を限度とし、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額の範囲内とする。ただし、別表中高齢者施設等の給水設備整備事業及び高齢者施設等の<u>ブロック塀等改修整備事業</u>に係る補助金の交付額については、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額に4分の3を乗じて得た額の範囲内とする。また、これら算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(補助金の交付額)</p> <p>第5条 補助金の交付額は、国交付要綱及び国実施要綱に基づき国から交付される交付金の額を限度とし、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額の範囲内とする。ただし、別表中高齢者施設等の給水設備整備事業及び高齢者施設等の<u>防犯対策及び安全対策強化事業</u>に係る補助金の交付額については、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額に4分の3を乗じて得た額の範囲内とする。また、これら算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

別表(第3条、第5条関係)中「既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」を「既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」に、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」を「認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業」に、「高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業」を「高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業」に、「高齢者施設等における換気設備の設置に係る軽費支援事業」を「高齢者施設等の換気設備整備事業」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(あて先)橋本市長

住 所
法 人 名
代表者名

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付申請書

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金の交付を受けたいので、橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助年度	年度	補助事業の区分	
補助事業の目的			
補助事業の内容			
対象経費の実支出予定額			円
交付申請額			円
補助事業の着手予定年月日			年 月 日
補助事業の完了予定年月日			年 月 日
添付書類 (添付した書類に○をすること)		1 (変更)補助金申請額算出内訳書(様式第2号) 2 当該事業に係る見積書 3 工事等の内容が分かる図面、パンフレット等 4 その他	

(注) 補助事業の区分欄には、「既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」、「認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業」、「高齢者施設等の給水設備整備事業」、「高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業」、「高齢者施設等の換気設備整備事業」のうち対象となる事業を記入すること。

(変更)補助金申請額算出内訳書

(単位：円)

施設名・事業名等	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D(A-C)	BとDを比較して少ない 方の額 E	基準額 F	EとFを比較して少ない 方の額×3/4 G	補助金 所要額 H	抵当権設定 の有無
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							/		
認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業							/		
高齢者施設等の給水設備整備事業							/		
高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業							/		
高齢者施設等の換気設備整備事業							/		
合 計									

(注1) 補助金所要額欄には、既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業、高齢者施設等の換気設備整備事業については、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 補助金所要額欄には、高齢者施設等の給水設備整備事業、高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業においては、G欄の額を記入すること。また、基準額欄には、別途通知する国の内示額(の2倍)の金額を記入すること。

(注3) 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

(注4) G欄及びH欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

様式第5号を次のように改める。

(あて先)橋本市長

住 所
法 人 名
代表者名

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり(変更・中止・廃止)したいので、橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 指 令 年 月 日	年 月 日
2 指 令 番 号	第 号
3 補 助 年 度	年度
4 補 助 事 業 の 区 分	
5 変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止 の 理 由	
6 変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止 の 年 月 日	年 月 日 (予定)
7 中 止 の 場 合 に あ っ て は 、 事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

(注)

- 1 変更の場合にあつては、(変更)補助金申請額算出内訳書(様式第2号)、その他の必要な書類を添付すること。
- 2 補助事業の区分欄には、「既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」、「認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業」、「高齢者施設等の給水設備整備事業」、「高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業」、「高齢者施設等の換気設備整備事業」のうち対象となる事業を記入すること。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

年 月 日

(あて先)橋本市長

住 所
法 人 名
代表者名

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度橋本市地域
介護・福祉空間整備等事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり実施(廃止)した
ので、橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告しま
す。

記

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補助事業の区分	
補助事業の完了(廃止)年月日	年 月 日		
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 精 算 額	円		
添 付 書 類 (添付した書類 に○をすること)	1 補助金精算額算出内訳書(様式第9号) 2 工事等の契約書の写し 3 当該事業に係る支払額が分かる書類(領収書等) 4 竣工写真 5 その他		

(注) 補助事業の区分欄には、「既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」、「認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業」、「高齢者施設等の給水設備整備事業」、「高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業」、「高齢者施設等の換気設備整備事業」のうち対象となる事業を記入すること。

補助金精算額算出内訳書

(単位：円)

施設名・事業名等	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D(A-C)	BとDを比較して少 ない方の額 E	基準額 F	EとFを比較して少 ない方の額×3/4 G	補助金 所要額 H	補助金 交付決定額 I	補助金 受入済額 J	差引過 △不足額 K(J-H)	抵当権設定 の有無
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業							/					/
認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業							/					/
高齢者施設等の給水設備整備事業							/					/
高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業							/					/
高齢者施設等の換気設備整備事業							/					/
合 計												

(注1) 補助金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、補助金所要額の合計欄は、既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業、高齢者施設等の換気設備整備事業については、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 補助金所要額欄には、高齢者施設等の給水設備整備事業、高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業においては、G欄の額を記入すること。また、基準額欄には、別途通知する国の内示額(の2倍)の金額を記入すること。

(注3) 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

(注4) G欄及びH欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

附 則

この告示は、令和8年3月25日から施行し、令和7年12月16日から適用する。